

陳 情	受 理 番 号	83	受 理 年 月 日	令和4年10月4日	付 託 委員会	総 務
件 名	中国が、サンフランシスコ講和条約及び尖閣諸島を含む沖縄の領土、領海の主権、EEZを認めるまでは、日中共同声明に基づいた、全ての日中交流事業への自治体の参加、関与を保留にすることを求める意見書の採択を求めることについて					

中国が、サンフランシスコ講和条約及び尖閣諸島を含む沖縄の領土、領海の主権、EEZを認めるまでは、日中共同声明に基づいた、全ての日中交流の事業への自治体の参加、関与を保留にすることを求める意見書の採択を求める陳情

6月24日、沖縄県議会の一般質問に対する答弁で、宮城嗣吉文化観光スポーツ部長は、日中国交正常化50年、県と福建省の友好都市締結25年の節目を記念し、本年度に式典の開催を検討していることを明らかにした。

しかし、ご承知のように、中国は沖縄県石垣市の行政区域である尖閣諸島を自国の領土と主張し、領海侵犯を繰り返し、今年も、9月21日時点では、接続水域への侵入を245日、延べ885隻、領海侵犯を26日、延べ72隻行っている。台風などで避難する時以外はほぼ、尖閣諸島海域に滞在している状況である。

また、8月4日には、台湾への威嚇を目的に大規模演習を実施し、沖縄のEEZ（排他的経済水域）を演習海域に指定し、そこに5発の弾道ミサイルを着弾させ、日本政府の抗議に対して中国外務省・華春瑩報道局長：「日中両国は関連の海域で境界をまだ確定しておらず、日本のEEZという言い分は存在しない」と日本のEEZの存在を認めていない。

更に、2012年7月26日付けの人民日報日本語版では、「釣魚島が日本のものではない4つの理由」というタイトルで、論文を掲載し、第3の理由では、「琉球諸島は日本に属さない。琉球はかつて中国の藩属国だったのだ。琉球諸島は紀元1372年から中国の明朝に朝貢を始めた。国王は明朝の冊封を受け、官民は実に頻りに明朝と往来していた。1879年に日本が出兵し、占領するまで琉球王国はずっと中国の朝廷に直属する独立王国であり、その国民の大部分は福建省、浙江省、台湾沿海地区の住民であり、祖国大陸と血筋が相連なるのみならず、言語も文字もみな中国語であり、法制や制度も大陸の朝廷と完全に一致していたのだ。」と主張し、続けて、第4の理由として、「『ポツダム宣言』第8条は『カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州、四国及吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ』と定めている。戦後の日本の版図に琉球諸島は全く含まれておらず、釣魚列島にいたっては論外であることがここにはっきりと示されている。これが戦後の取り決めなのだ。日本はこれに服さなければならない。」とまで、主張している。

さらに、2013年5月30日中国外交部の洪磊報道官は30日の定例記者会見で「中国政府は『サンフランシスコ講和条約』は不法で無効との認識であり、断じて承認で

きない」と表明した。翌日、31日の人民網日本語版は、洪磊報道官の表明について「1943年12月、中米英三カ国首脳はカイロ宣言を發表し、日本が中国から盗み取った領土の中国への返還を定めた。1945年7月のポツダム宣言は、カイロ宣言の条項は履行されるべきと再確認した。1945年8月、日本の天皇は終戦の詔書で、ポツダム宣言を受諾し、無条件降伏することを宣言した。1972年9月の中日国交正常化時に署名された中日共同声明は日本側はポツダム宣言第8条に基づく立場を堅持する』と明記している。」と解説している。同様のロジックは、2012年9月25日に中華人民共和国政府が発表した「釣魚島は中国固有の領土である」白書でも展開されている。

戦後、東アジアの国際秩序は、サンフランシスコ講和条約によって定められ、尖閣諸島を含む沖縄は、沖縄返還協定により、米国が講和条約の3条の権利を放棄することにより、施政権が日本に戻ってきた。しかし、上記したように中国は、サンフランシスコ講和条約もそれに基づく沖縄返還協定も認めず、日本は、日中共同声明で約束したとおり、カイロ宣言、ポツダム宣言を遵守し、沖縄の主権を放棄するべきだとの論陣を展開しているのだ。

よって、現在、無条件で日中国交正常化50周年を祝うということは、沖縄の主権放棄を認めることになる。真の日中友好は、中国が沖縄の主権を明確に認めることから始まる。よって以下陳情致します。

-----記-----

1. 沖縄の主権防衛と日中友好を両立させるために、中国が以下の四点を明確に承認するまでは、日中共同声明に基づいた全ての日中交流の事業への自治体の参加、関与を保留にすることを求める意見書の採択を求める。
 - (ア) 沖縄は日本に帰属し沖縄の人々は日本人であることを認めること。
 - (イ) サンフランシスコ講和条約と沖縄返還協定を明確に認めること。
 - (ウ) 尖閣諸島を含む沖縄の領土、領海の主権は日本に属することを認めること。
 - (エ) 海洋法に関する国際連合条約で定められた日本のEEZを認めること。

以上